

第 2 調査結果

1 学校で活動している専門スタッフ等の概要

ア 学校の専門スタッフ等の位置付け等

(専門スタッフ等の参画推進の背景)

学校で活動している専門スタッフ(外部人材を含む。以下同じ。)は、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー(以下「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を始め、様々な職種がある。学校教育法(昭和22年法律第26号)では、学校には「その他必要な職員を置くことができる」とされ、同規定が専門スタッフを置く法令上の根拠となっている(資料1-①)。

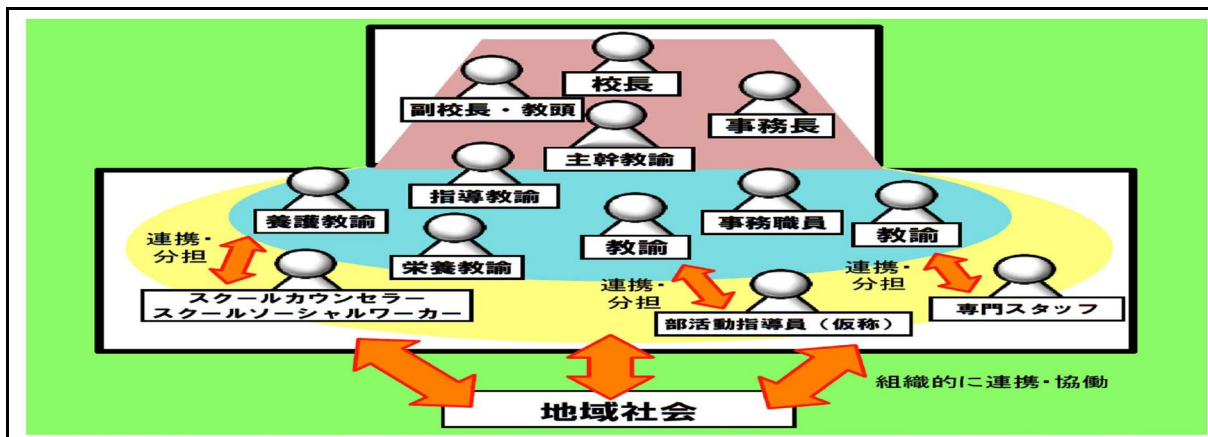
専門スタッフの参画推進の背景としては、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会。以下「チーム学校答申」という。資料1-②)において、「社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている」ことなどから、「生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家(専門スタッフ)や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である」とされたことが挙げられる。専門スタッフの定義については、チーム学校答申において、「子供たちへの指導を充実するために、専門的な能力や経験等を生かして、教員と連携・分担し、教員とともに教育活動に当たる人材」とされている。

また、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員について、チーム学校答申においては、「事務職員の資質・能力の向上や事務体制の整備等の方策を講じることにより、学校の事務機能を強化することが必要である」とされた。

なお、チームとしての学校とは、チーム学校答申において、「教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」とされている(図表1-①)。

チーム学校答申を踏まえ、文部科学省は、「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月25日文部科学大臣決定)において、専門スタッフの配置については省内タスクフォース等で検討の上、関係法令の改正等を行うこととしていた。

図表 1-① チーム学校のイメージ図



(注) 文部科学省の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」の資料による。

(チーム学校の推進に関する制度改正等)

平成 29 年 4 月、チーム学校の推進に関する関係法令が以下のとおり整備され、施行された。

専門スタッフについては、①学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)の一部改正により、SC、SSW及び部活動指導員の職務規定が新設され、SCは、「児童の心理に関する支援に従事する」(第 65 条の 2 等)、SSWは、「児童の福祉に関する支援に従事する」(第 65 条の 3 等)とされた。また、部活動指導員は、「スポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」(第 78 条の 2 等)とされ、実技指導や大会の引率等を行うことが明確化された(資料 1-③及び図表 1-②)。

また、事務職員については、②学校教育法における職務内容は、従来、「事務職員は、事務に従事する」とされていたところ、「事務職員は、事務をつかさどる」と改正され(資料 1-①(再掲)及び図表 1-②(再掲))、学校の事務について、事務職員が一定の責任を持って処理を行うこととなるとともに(学校教育法第 37 条第 14 項等)、③教育委員会(以下「教委」という。)によって指定された二校以上の学校に係る事務をこれらの学校の事務職員が共同して処理するための共同学校事務室の設置についての規定が新設された(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 4)(資料 1-④)。

図表 1-② チーム学校の推進に関する関係規定の整備状況(規定の新旧対照表)

専門スタッフ等名 (法令名、条項等)	新	旧
SC (学校教育法施行規則 第65条の2の新設)	スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する	(新設)
SSW (学校教育法施行規則 第65条の3の新設)	スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する	(新設)
部活動指導員 (学校教育法施行規則 第78条の2の新設)	部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する	(新設)

事務職員 (学校教育法第37条第14項の改正)	事務職員は、事務をつかさどる	事務職員は、事務に従事する
----------------------------	----------------	---------------

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 各条項の改正内容は、適用となる他の学校種(中学校、高等学校等)へ準用規定がある。

(専門スタッフの種類、国による財政措置の状況)

専門スタッフが参画する分野は、チーム学校答申において、心理や福祉に関する支援、授業等における教員への支援、部活動における支援及び特別支援教育における支援の四つに区分されている。文部科学省は、4分野の各専門スタッフの配置促進に係る財政措置として、都道府県等に対する国庫補助事業を実施している。また、地方交付税により措置されているものもある。平成30年度からは、同省は新たに教員の負担軽減を図るため、学習プリントの印刷等を教員に代わって実施するスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置に対する国庫補助事業を開始した(図表1-③)。

また、同省は、地方公共団体では地方単独負担により、地域の特性や実情に応じて地方独自の様々な専門スタッフを配置していることが予想されるが、これらの詳細は網羅的には把握していないとしている。

なお、本調査においては、専門スタッフ及び事務職員を「専門スタッフ等」というとともに、国庫補助事業により配置されている専門スタッフを「国費負担の専門スタッフ」、地域の特性や実情に応じて地方単独負担により配置されている専門スタッフ(地方交付税措置されているものを除く。)を「地方独自の専門スタッフ」という。

図表1-③ 学校に置かれる専門スタッフと財政措置の状況

分野	職名	職務内容等	財政措置 (事業開始年度)	平成30年度 予算額	令和元年度 予算額
I 心理や福祉 に関する専門 スタッフ	SC	心理に関する専門的知見に基づきカウンセリング、助言・援助等を実施	国庫補助事業 (平成13年度)	45.7億円	47.4億円
	SSW	福祉の専門性に基づきニーズ把握、関係機関との連携を通じた支援等	国庫補助事業 (平成21年度)	14.8億円	17.2億円
II 授業等にお いて教員を 支援する専門 スタッフ	ICT支援員	教員のICT活用等(授業、校務、環境整備、校内研修)を支援	地方交付税措置	—	—
	学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	地方交付税措置	—	—
	外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	語学指導等を行う 外国青年招致事業 (JETプログラム)に対する地方 交付税措置	—	—
	補習など学校教育活動 を充実させるための 指導員等	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	国庫補助事業 (平成25年度)	30.7億円	30.7億円
	スクール・サポート・ スタッフ	教員の負担軽減を図るため、学習プリント印刷等を教員に代わって実施	国庫補助事業 (平成30年度)	12.0億円	14.4億円
	理科の観察実験 アシスタント	理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整・片付け等	国庫補助事業 (平成25年度)	2.0億円	2.0億円
	外国人児童生徒等に対 する日本語指導支援員	公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導支援	国庫補助事業 (平成22年度)	1.7億円	2.9億円
III 部活動に関 する専門ス タッフ	部活動指導員	中学校における部活動指導員	国庫補助事業 (平成30年度)	5.0億円	10.1億円
	外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	—	—

IV 特別支援教育に関する 専門スタッフ	医療的ケアを行う 看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養等を実施	国庫補助事業 (平成 25 年度)	16.0 億円	18.0 億円
	言語聴覚士 (S T)、 作業療法士 (O T)、 理学療法士 (P T) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	就職支援 コーディネーター	特別支援学校学校高等部等において ハローワーク等と連携し就労支援	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	早期支援 コーディネーター	教委に配置し、就学支援に関し関係 部局・機関や地域等との連絡調整等	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	発達障害支援 コーディネーター	発達障害の可能性のある児童生徒の 特性に配慮した指導方法の改善助言	国庫補助事業 (平成 29 年度)		
	合理的配慮 コーディネーター	障害のある子供に対する合理的配慮 の実践に資する教職員等への指導	国庫補助事業 (平成 28 年度)		
	特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助、学校 における日常生活の介助や学習支援	地方交付税措置	—	—

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。
2 財政措置の事業開始年度は、国庫補助事業開始年度である。
3 表中いずれの国庫補助事業においても補助対象経費の 1/3 以内を補助することとされている。

(学校における働き方改革における専門スタッフ等の活用に関する位置付け)

平成 31 年 1 月、中央教育審議会は、教員の長時間勤務について、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとし、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成 31 年 1 月 25 日。以下「働き方改革答申」という。資料 1-⑤)を取りまとめた。

働き方改革答申では、学校における働き方改革の目的について、「学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備すること」、「教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにすることを通じて、(略)教育活動を充実することにより、より短い勤務でこれまで我が国の義務教育があげてきた高い成果を維持・向上すること」とされた。また、働き方改革答申では、学校における働き方改革を推進するため、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進、②学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制の在り方の見直し、④教員の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備の五つの施策が一体となって推進されることによって、学校における働き方改革が実現するものとされた。

特に、上記②に係る取組では、これまで学校及び教員が担ってきた代表的な 14 の業務について、学校及び教員が担う業務を明確化・適正化し、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がない業務等について、中心となる担い手を専門スタッフ等といった教員以外の主体にも積極的に移行していくこととされた(図表 1-④)。

なお、文部科学省は、働き方改革答申を踏まえ、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知。以下「働き方改革通知」という。)により、教委に対し、学校における働き方改革に係る取組を進めるに当たっては働き方改革答申を参考とするよう通知している(資料 1-⑥)。

図表 1-④ これまで学校及び教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>（※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。）</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>（部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。）</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

（注） 文部科学省の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」の資料による。

イ 調査対象とした地方公共団体、学校等

（調査対象とした地方公共団体、学校）

今回、調査対象とした機関については、次のとおり選定した。

- ① 都道府県教育委員会（以下「県教委」という。）は、17 県教委を選定した。
- ② 市町村教育委員会（以下「市教委」という。）は、上記①で選定した 17 県教委ごとに、1 市教委から 2 市教委、計 32 市教委（うち地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下「政令市」という。）の市教委は 9 市教委）を選定した。
- ③ 公立学校については、上記①で選定した 17 県教委ごとに高等学校を 1 校、上記②で選定した 32 市教委ごとに小学校及び中学校をそれぞれ 2 校、計 145 校を選定した。
- ④ 私立中学校については、管区行政評価局及び四国行政評価支局ごとに 1 校、計 8 校を選定した。

（調査対象とした学校の種類）

本調査においては、学校数で大半を占める小学校、中学校及び高等学校を対象とした。また、学校の設置者別学校数で大半を占める公立学校を主たる対象とした（図表 1-⑤及び 1-⑥）。公立学校は、小学校及び中学校にあっては市町村が設置する学校を、高等学校にあっては都道府県が設置する学校をそれぞれ調査対象とした。

さらに、私立学校における専門スタッフの活用状況をみるため、私立中学校を対象とした。

図表1-⑤ 学校の種類ごとの学校数の状況

(単位：校、%)

学校の種類	学校数	構成比
小学校	19,892	54.7
中学校	10,270	28.3
義務教育学校	82	0.2
高等学校	4,897	13.5
中等教育学校	53	0.1
特別支援学校	1,141	3.1
合計	36,335	100

(注) 1 「平成30年度学校基本調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 学校数は、平成30年5月1日時点の状況である。

図表1-⑥ 調査対象とした学校の種類の設置者別学校数の状況

(単位：校、%)

設置者 学校の種類	合計		国立		公立		私立	
	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比	学校数	構成比
小学校	19,892	100	70	0.4	19,591	98.5	231	1.2
中学校	10,270	100	71	0.7	9,421	91.7	778	7.6
高等学校	4,897	100	15	0.3	3,559	72.7	1,323	27.0

(注) 1 「平成30年度学校基本調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 学校数は、平成30年5月1日時点の状況である。